

専決処分の報告について（直営清掃車両による
ごみ収集作業中に発生した事故に係る示談処理）

1 事故の発生

令和2年3月3日（火）午後1時40分頃、区の清掃車両が板橋区板橋2丁目のマンション敷地内にバックで進入し、ごみを収集した後に右前方へ前進した際、車両後部を同マンション敷地内に駐車していた軽自動車右側フロントフェンダー部分に接触させたものである。

人的損害はなかったが、相手方車両の一部が破損した。

（事故状況図と車両損傷状態写真は裏面）

2 損害の程度 (1) 相手側 右フロントフェンダー及び右ヘッドライト等の破損
(2) 区 側 なし

3 示談の相手方 当該車両所有者（区内在住）

4 損害賠償額 274, 384円

5 示談成立日 令和2年3月20日（金）

6 示談の処理 本件の示談金として金274, 384円を支払う。

保険会社を通じて、相手方よりこの事故に関する何らの債権債務が存しないことを確認し、今後一切の請求をしない旨の承諾書（免責証書）の提出を受け示談した。

7 支 払 賠償額は全額、区の加入する保険会社（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）から「対物賠償保険」により支払われる。
区からの直接の支払いはない。

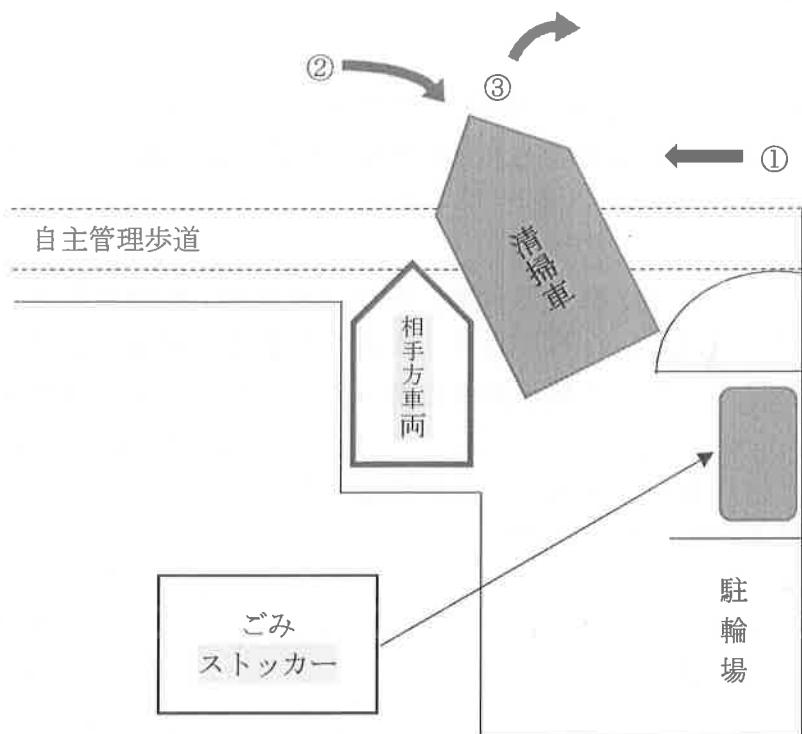
8 事故防止策の実施

清掃車両係において緊急ミーティングを開き、情報共有と注意喚起を行うとともに、事故現場を再現しての実技講習会を開催した。

また、東・西清掃事務所作業係においては事故状況の情報共有を図るとともに、当該箇所においては収集ルートを見直し、後退しての進入を行わないこととした。

今後とも事故防止指導の実施等により、事故の発生防止に努めていく。

1 事故状況図



2 相手車両損傷状態

